

各大学共同利用機関法人の中期目標原案及び中期計画案における「国立大学法人等の中期目標及び中期計画の素案に対する所要の措置について」への対応状況等について

今般、各大学共同利用機関法人から提出のあった第3期中期目標期間の中期目標原案及び中期計画案（以下「中期目標原案等」という。）について、「国立大学法人等の中期目標及び中期計画の素案に対する所要の措置について」（平成27年12月1日付け27文科高第820号文部科学大臣通知。以下「所要の措置について」という。）において各法人に更なる自主的・自律的な検討を求めた内容への対応等に関し、中期目標及び中期計画の素案からの変更は265件（4法人）（うち、中期目標原案において29件（4法人）、中期計画案において236件（4法人））であり、その観点毎の主な状況は以下のとおりである。

1. 「各大学共同利用機関法人が自らの強み、特色を明示し、法人としての役割をそれぞれ果たしつつ、法人として特に重視する取組について明確な目標を定めること」に関連して更なる検討を求めたもの【別添1】

各法人における更なる検討の結果、特に明確化すべきものとして更なる検討を求めた9項目について全ての法人において、それぞれの項目の趣旨に沿った変更が別添1のとおり36件（4法人）（うち、中期目標原案において1件（1法人）、中期計画案において35件（4法人））行われている。

①大学共同利用機関法人間の更なる連携

【変更の例（他の法人も同様の記載）】

<人間文化研究機構>【別添1P1参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号65】

4 大学共同利用機関法人の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合、事務連携などに関する協議を実施する。

（修正後）中期計画案【項目番号66】

4 大学共同利用機関法人間の連携を強化するため、大学共同利用機関法人機構長会議の下で、計画・評価、異分野融合・新分野創成、事務連携などに関する検討を進める。特に、4 機構連携による研究セミ

ナ一等の開催を通じて、異分野融合を促進し、異分野融合・新分野創
成委員会において、その取組を検証し、次世代の新分野について構
想する。こうした取組を通じ、大学共同利用機関法人による共同利用・
共同研究の意義や得られた成果を4機構が連携して広く国民や社会
に発信する。

②総合研究大学院大学との一体的な関係の強化

【変更の例（他の法人も概ね同様の記載）】

＜自然科学研究機構＞【別添1P3参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号30】

総合研究大学院大学（総研大）の基盤機関として、当該大学との緊
密な関係・協力により、大学共同利用機関としての高度な研究設備、
研究環境を生かし、世界の一線で活躍できる若手研究者を育成すると
同時に自然科学の広範な知識を備え将来様々な分野で活躍するため
の総合的な能力及び高い研究倫理を大学院生に涵養する。

（修正後）中期計画案【項目番号31】

総合研究大学院大学（以下「総研大」という。）との関係協力に関
する協定に基づき、また、機構長の経営協議会への参加、教育担当理
事のアドバイザーボードへの参加等を通じて緊密に関係し、大学共
同利用機関としての最先端の研究設備、各分野の基礎研究を支える基
盤的設備等の研究環境を活かし、世界の一線で活躍できる若手研究者
を育成すると同時に、学術の広範な知識を備え将来様々な分野で活躍
するための総合的な能力及び高い研究倫理を大学院生に涵養する。そ
のため、下記の基盤機関において、それぞれ特色ある大学院教育を実
施する。

◆国立天文台（天文科学専攻）

◆核融合科学研究所（核融合科学専攻）

◆基礎生物学研究所（基礎生物学専攻）

◆生理学研究所（生理科学専攻）

◆分子科学研究所（構造分子科学専攻・機能分子科学専攻）

③ 監事機能の強化

【変更の例】

＜高エネルギー加速器研究機構＞【別添 1 P 6 参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号 4 4】

内部統制の実効性を確保し、コンプライアンス、リスク管理等を進めていくため、監事、監査法人及び監査室が連携し、定期的な監査、評価を行う。監事は会計監査のみならず、毎年度監査テーマを設定するなどして監査を行い、実務については監査室が支援する。

（修正後）中期計画案【項目番号 4 4】

内部統制の実効性を確保し、コンプライアンス、リスク管理等を進めていくため、監事の常勤化を図るとともに、監査室など監事のサポート体制を充実する。その上で、監事、監査法人及び監査室が連携し、定期的な監査、評価を行う。監事は会計監査のみならず、毎年度監査テーマを設定するなどして監査を実施する。

④ 研究倫理教育等の強化

【変更の例】

＜情報・システム研究機構＞【別添 1 P 1 0 参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号 7 5】

適正な法人運営について職員の意識を向上させ、関係法令及び機構の諸規程等や各種ガイドラインを含む法令遵守等を徹底する。

また、研究活動における不正行為及び研究不正を防止するため、研究活動、公的研究費に関する研修等の倫理教育を毎年度行う。

（修正後）中期計画案【項目番号 8 0】

適正な法人運営について組織の管理運営体制を明確にし、職員の意識を向上させ、関係法令及び機構の諸規程や各種ガイドラインを含む法令遵守等を徹底する。

研究活動における不正行為を防止するため、研究倫理教育の研修を毎年度実施するほか、各研究所において研究分野の特性に応じた研修を毎年度実施する。研究費の不正使用を防止するため、研究費使用のコンプライアンス研修を毎年度実施する。

いずれの研修においても、受講者の理解度を確認するため、理解度チェックテストを行い、成績不良者及び未受講者には再度研修を課す。研究倫理に関する確認書及び研究費不正防止に関する誓約書を毎年

度提出させ、受講と理解度チェックテストで一定の成績を修めること、確認書及び誓約書の提出を外部資金への応募条件とする。

研究不正防止計画推進室は研究倫理教育等の実施状況等を毎年度確認するとともに、その効果を検証し、実施方法の改善を行って実効性を高める。

⑤法人のガバナンス体制の強化（その１）

【変更の例】

＜情報・システム研究機構＞【別添１P１１参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号１２】

機構本部に戦略企画本部を設置して、学術研究の動向や社会的要請を踏まえて柔軟かつ戦略的に研究組織や研究プログラムを改編・設置できる体制を確立する。また、各領域において総合研究を推進する体制を強化するため、国内外の大学等研究機関との研究ネットワークを充実させるとともに、多様な人材を活用する。

各領域の特記事項は以下のとおり。

（修正後）中期計画案【項目番号１２】

機構長のもとに戦略企画本部を平成 28 年度に設置する。戦略企画本部では、Institutional Research（法人の運営に役立つ情報を提供する役割を担う機能をいう。以下「IR」と表記）による現状分析、国際戦略アドバイザーや国際ワークショップ等を活用した国際的な研究動向把握を行い、大学及び研究者コミュニティ並びに社会の要請を踏まえて研究戦略及び共同利用・共同研究戦略を立案する。機構長は、これらを迅速に実施するために機構の研究推進体制の改善を行う。また、国内外の大学等との研究ネットワークを充実させるとともに、多様な人材を活用して、各領域において総合研究を推進する体制を強化し、異分野融合・新分野創成を促進する。

各領域の特記事項は以下のとおり。

⑥法人のガバナンス体制の強化（その２）

＜情報・システム研究機構＞【別添１P１３参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号６８】

機構長のもとに戦略企画本部を設置して IR 機能を強化し、自己点検評価、外部評価を実施するとともに国立大学法人評価委員会の評価等を活用し、業務運営の改善に反映させる。

(修正後) 中期計画案【項目番号 7 1】

機構及び各研究所は業務運営及び研究体制、共同利用・共同研究体制の自己点検評価を毎年度実施する。

各研究所等は研究体制及び共同利用・共同研究体制の外部評価を計画的に行う。

機構は平成 28 年度及び平成 31 年度に業務運営にかかる外部評価を実施する。

これらを国立大学法人評価委員会の評価とあわせて、業務運営等の改善に活用し、改善状況をホームページ等を利用して公表する。

⑦法人のガバナンス体制の強化（その 3）

【変更の例】

<情報・システム研究機構>【別添 1 P 1 6 参照】

(修正前) 中期計画素案【項目番号 3 3】

国内外の大学等研究機関との学術交流を促進することにより関連機関との連携を強化し、各分野の特性に応じた研究基盤の提供や、幅広いデータや資試料等の共同利用を促進するための体制を整備する。また、機構に「データサイエンス共同利用基盤施設」を設置し、データサイエンスの支援事業や共同利用・共同研究を推進する。

各領域における特記事項は以下のとおり。

(修正後) 中期計画案【項目番号 3 3】

戦略企画本部は、共同研究に参画しやすい環境の体制を整備するため、データサイエンス共同利用基盤施設や各研究所の戦略担当部署とともに共同利用・共同研究の方向性を示したロードマップを平成 29 年度までに作成し、公表する。

各研究所では、国内外の大学等との学術交流を促進することにより関連機関との連携を強化し、各分野の特性に応じた研究基盤の提供や、幅広いデータや資試料等の共同利用を促進する。

データサイエンス共同利用基盤施設においては、データサイエンスの支援事業や共同利用・共同研究の推進体制をロードマップに沿って整備する。

IR 活動の一環として、大学等支援の結果を可視化する方法を開発し、情報発信するとともに、共同利用・共同研究の推進体制等の改善に活用する。

各領域における特記事項は以下のとおり。

⑧法人のガバナンス体制の強化（その４）

【変更の例】

<情報・システム研究機構>【別添１P１８参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号５８】

機構の機能強化とガバナンスの強化を目的として機構長のもとに戦略企画本部を設置してIR機能を強化し、研究戦略、共同利用戦略を相補連動的に策定するとともに、外部有識者の助言を活用し、グローバル化の推進等、機構の経営戦略のさらなる改善を行う。

（修正後）中期計画案【項目番号５９】

法人のガバナンス強化を実現するため、法人運営組織の役割分担を明確にし、権限と責任が一致した意思決定システムを確立する。機構長は、戦略企画本部に機構の機能強化のための企画を立案させ、アクションプランを決定し、実施体制を強化して実行させるとともに、毎年度検証・見直しを行う。

特に、学術情報基盤については、研究所が行う外部有識者を交えた会議等で議論される計画や諸課題への対応を踏まえ、大学の機能強化への支援の検証を行い、適正にマネジメントできる仕組みを構築するための検討を行う。

⑨法人のガバナンス体制の強化（その５）

【変更の例】

<情報・システム研究機構>【別添１P２１参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号５８】

機構の機能強化とガバナンスの強化を目的として機構長のもとに戦略企画本部を設置してIR機能を強化し、研究戦略、共同利用戦略を相補連動的に策定するとともに、外部有識者の助言を活用し、グローバル化の推進等、機構の経営戦略のさらなる改善を行う。

（修正後）中期計画案【項目番号６０】

外部有識者の助言を活用し、機構の経営戦略の更なる改善を行うために、経営協議会及び教育研究評議会の委員構成を２年ごとに見直し、研究者コミュニティ以外の者を含む広範囲な外部有識者の意見を聴取・活用する。

また、経営協議会及び教育研究評議会における審議を活性化させて業務運営の改善につなげるために、委員からの助言や提言への対応を１年以内に行うとともに、フォローアップを毎年度実施する。

2. 「目標を具体的に実現するための手段を策定し、その手段が遂行されているかどうかを検証することができる指標を設定すること」に関連して更なる検討を求めたもの【別添2】

各法人における更なる検討の結果、事後的に検証可能な記述とするための変更が別添2のとおり79件（4法人）（うち、中期目標原案において1件（1法人）、中期計画案において78件（4法人））行われている。

【変更の例】

＜人間文化研究機構＞【別添2 P 2 参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号27】

エ) 国際日本文化研究センターにおいては、日本文化に関する国際的・学際的研究を推進する大学共同利用機関として、国内外の研究者コミュニティからの要望を十分に汲み取りながら、機構本部の主導のもと、平成28年度上半期までに共同利用・共同研究の推進体制、仕組みの改革構想をとりまとめ、当該構想に基づく改革を着実かつ速やかに実行する。

（修正後）中期計画案【項目番号28】

エ) 国際日本文化研究センターにおいては、日本文化に関する学際的・国際的・総合的研究を推進する大学共同利用機関として、国内外の研究者コミュニティからの要望を十分に汲み取りながら、IR機能を発揮して研究の全体動向を分析・把握する。各大学の国際日本研究や日本文化研究の学部・学科などと連携してコンソーシアムを組織し、大学等研究機関における研究・教育の機能強化に寄与する。

また、機構本部の主導のもと、平成28年度上半期までに共同利用・共同研究の推進体制、仕組みの改革構想をとりまとめ、当該構想に基づく改革を着実かつ速やかに実行する。

＜自然科学研究機構＞【別添2 P 7 参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号30】

＜略＞また、共同利用・共同研究の一部を国際的にも開かれたものにする。

自然科学大学間連携推進機構の一環として、大学サテライト拠点と連携してバイオバックアッププロジェクトを推進することによ

り、良質な生物遺伝資源の保存を図るとともに、新規生物遺伝資源保存技術の開発を行う。また、平成 30 年度までに保存タンクを増設し、より多様な生物遺伝資源を各々に適した条件で保管する設備を充実させる。〈略〉

(修正後) 中期計画案【項目番号 30】

〈略〉また、共同利用・共同研究の一部を国際的にも開かれたものとし、第 3 期中期目標期間中に 20 件程度の国際共同利用・共同研究を実施する。

自然科学大学間連携推進機構（仮称）の一環として、大学サテライト 7 拠点との連携により、生物遺伝資源のバックアップ保管数を毎年度対前年度比で約 10%程度増加させる。また新規生物遺伝資源保存技術開発共同利用研究を年間 10 件程度採択するとともに、凍結保存カンファレンスを定期開催（第 3 期中期目標期間中に 6 回）し、生物学・材料科学・有機合成化学の異分野間連携を推進する。さらに得られた成果を中心に保存技術講習会を大学サテライト拠点と共同で開催する。〈略〉

<高エネルギー加速器研究機構>【別添 2 P 13 参照】

(修正前) 中期計画素案【項目番号 3】

KEK の研究活動の基盤となる加速器について、各種要素技術開発、ビーム物理、加速器運転技術等の研究を行い加速器の性能向上に取り組むとともに、国内外の加速器技術の向上と革新を推進する。併せて、がん治療等に利用できる小型加速器の開発など加速器技術の医療・産業応用に貢献する。

(修正後) 中期計画案【項目番号 3】

KEK の研究活動の基盤となる加速器について、共同利用実験の効率的・効果的な実施のため、各種要素技術開発、ビーム物理、加速器運転技術等の研究を行い加速器の性能向上と安定性の確保に取り組むとともに、国内外の加速器技術の向上と革新を推進する。併せて、がん治療等に利用できる小型加速器の開発など加速器技術の医療・産業応用に貢献する。

＜情報・システム研究機構＞【別添2P17参照】

（修正前）中期計画素案【項目番号17】

研究戦略室と企画課を中心に、Institutional Research（法人の運営に役立つ情報を提供する役割を担う機能をいう。以下「IR」と表記）・知的財産管理及び国際連携や研究活動の一層の活性化を図る。外部有識者や国際アドバイザリーボードの意見を反映して戦略的なテーマ設定を行うとともに、国際連携体制の活動評価と見直しを定期的に行い、国際研究拠点化を進める。

（修正後）中期計画案【項目番号16】

研究体制の機能強化を進めるために研究戦略室と企画課を中心に、研究所のIR、知的財産管理、国際研究拠点化を進めるとともに、国際連携や研究活動を一層活性化するため、海外大学とのMemorandum of Understanding（学術交流協定等の覚書をいう。以下「MOU」と表記）新規締結数を第3期中期目標期間中に10以上とし、国際共同研究件数や外国人客員教員数を前期比1以上とする。また、第3期中期目標期間中に2回以上開催する国際アドバイザリーボードの意見を反映した、国際連携活動の自己点検を毎年度行う。

3. 「所要の措置について」が求める内容に基づかない変更箇所【別添3】

中期目標及び中期計画の素案（以下「素案」という。）提出以降の事情変更等により、中期目標原案等において別添3のとおり150件（4法人）（うち、中期目標原案において27件（4法人）、中期計画案において123件（4法人））の記述の変更が行われている。

【変更の例】

- ・ 素案提出時に調整中であったことが整ったことに伴う変更
 - ・ 誤字等形式的な修正
- 等